

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B郡所在のC会社D鉱業所等において、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、掘進工として粉じん作業に従事した。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理2、PR1、F(+)、療養否」と決定されたが、同年〇月〇日に合併症「続発性気管支炎」と診断され、同日からE病院において治療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書の直接死因欄の傷病名は「じん肺症」であった。

なお、被災者の余病については、平成〇年〇月に狭心症にてバルーン拡張術等の処置が行われ、同年〇月に右下肢麻痺があり脳梗塞との診断で薬物療法が行われている。平成〇年〇月に左下肢のしびれ、平成〇年〇月に左口唇下垂、同年〇月に左下肢麻痺とけいれんがあり、TIA又は脳梗塞の診断で薬物療法が繰り返されている。また、平成〇年〇月に嚥下機能の不良により胃ろうが造設されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の死亡の直接原因は「じん肺」であると主張しているので、以下、検討する。
- (2) F医師は、意見書において、被災者の直接死因について、要旨、「続発性気管支炎の増悪を繰り返した結果、喀痰から持続的にMRSAを検出し、慢性的に多量の喀痰を認めた。特に平成〇年〇月からは吸引が追いつかず、しばしば上気道閉塞症状を認め、SPO₂の急速な低下も観察された。同年〇月〇日も上気道閉塞症状が強く、肺炎も併発し、病状が急速に悪化したものと考えられる。したがって、続発性気管支炎からの感染増悪、肺炎からの喀痰量異常増加による上気道閉塞が直接死因であり、すべてじん肺に起因すると考えられる。」と述べている。
- (3) 他方、G医師は、意見書において、被災者のじん肺の状態について、要旨、「①じん肺管理区分決定時から死亡直前（平成〇年〇月〇日）までじん肺陰影の増強はほとんどなく、PR₁を超えない軽度で推移している。②肺機能検査値については最終の診断書（平成〇年〇月）まで概ね正常に保たれている。③

合併症の続発性気管支炎については、痰の量・性状ともに大きな変化なく推移していると認められる。」と述べ、その上で、被災者の直接死因について、要旨、「平成〇年〇月〇日撮影の胸部X線において、右中肺の浸潤影と両肺の間質影を認めるが、平成〇年〇月〇日撮影の胸部X線においてじん肺陰影の増強は認められないことから、直接死因は肺炎であると考えられる。じん肺が急激に生命維持に危険を及ぼす様な状態にあったとは認められない。」と述べている。

(4) また、H医師は、鑑定意見書において、被災者の直接死因について、要旨、「じん肺及びその合併症が概ね安定して推移していたことからすると、じん肺及びその合併症が有力な原因となって死亡に至ったとは認めがたい。被災者の場合、余病としての、虚血性心疾患、脳梗塞、腎機能低下、嚥下機能低下からの微量誤嚥による易感染性を有していた。平成〇年〇月〇日頃に何らかの侵襲が生じて、上記の余病で低下していた身体機能が更に悪化し、最終的には『多臓器不全』で死亡に至ったと考えた方が妥当である。」と述べている。さらに、同医師は、F医師が指摘する多量の喀痰の喀出困難による上気道閉塞及び肺炎の併発について、要旨、「平成〇年〇月〇日の喀痰検査においては、痰の量は4ml、性状はP1であったことからすると、余病による身体機能低下が主因となって喀痰量を増加させたものと考えられ、肺炎についても、嚥下機能低下による誤嚥によるものとするのが妥当である。」と述べている。

(5) 当審査会としては、各医師の意見を含め、医証、関係資料を再度精査したところ、被災者は最終的には肺炎と多臓器不全で死亡したが、じん肺及びその合併症が有力な原因となって死亡に至ったとは認めがたい旨のG医師及びH医師の所見は妥当であり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。